避難支援への協力のお願い用

個別避難計画に基づく
避難支援についてご協力のお願い

●令和3年の災害対策基本法の改正により、災害発生時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、「個別避難計画」を作成することが市町村の努力義務とされました。
●災害発生時の避難行動要支援者への避難支援等を実効性のあるものとするため、計画作成に取り組んでいます。

個別避難計画とは？

○災害発生時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等（※「避難行動要支援者」といいます。）について、一人ひとりに対して避難を支援できるよう、避難先や避難支援の方法などを記載した計画のことです。

避難行動要支援者

市内で在宅で生活している方で、災害時に自力で避難することが難しい次の方を対象としています。
①要介護認定 3～5（立ち上がりや歩行などが自力でできない高齢者）
②身体障がい者手帳 1・2 級
③療育手帳 A
④精神障がい者保健福祉手帳 1 級
⑤本人や家族、避難支援等関係者等により自ら避難することが困難な状態にあると判断された方で、名簿への掲載を希望する方



避難行動要支援者への避難支援の必要性

○平成 30 年7月豪雨、令和元年台風第 19 号、令和2年7月豪雨など近年の相次ぐ災害において、高齢者や障害者が被害を受けていることを踏まえ、災害発生時の避難支援等を実効性のあるものとするため，令和3年の災害対策基本法改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。

○個別避難計画は、災害発生時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者を対象としており、避難行動要支援者の避難の可能性を高めるため、「避難」に対する「支援」が必要です。

避難支援等実施者が行うこと



○災害が発生し、又は
　災害が発生するおそれがある場合に、
　個別避難計画に基づき、避難行動要支援者への
　「避難支援等」を行います。

○「避難支援等」とは、災害発生時等の避難情報の伝達、 安否の確認、避難所等への避難に同行することなどの支援行動のことです。
　その他、個別避難計画を活用した避難訓練等への参加といった平常時における取組への御協力もお願いいたします。

【お願い】

○個別避難計画は、避難行動要支援者への避難支援等を実施する者に、法的な義務や責任を負わせるものではありません。

○災害発生時には、支援者ご自身も被災される可能性があるため、避難行動要支援者が必ず避難できるという結果を保障するものではなく、支援者にはできる範囲で協力いただくことになります。

○支援者は、ご自身や、ご家族の安全を最優先にしていただき、支援者が行う避難支援等は、できる範囲でご協力いただくことで問題ありません。

○個別避難計画は、避難行動要支援者の命を守るための計画です。
避難の円滑化や避難の可能性を高めるため、
避難支援等実施者としてのご協力をお願いいたします。





相談窓口

【南陽市役所】
・総合防災課　　･･･ TEL 0238-40-0264、0267
・福祉課　障がい福祉係　　･･･ TEL 0238-27-1850
・福祉課　介護業務係　　･･･ TEL 0238-40-0610
・すこやか子育て課　すこやか係　　･･･ TEL 0238-40-1691
・南陽市地域包括支援センター（担当地区：宮内、漆山、金山、吉野、中川）
　　･･･ TEL 0238-40-1646

【南陽市社会福祉協議会】
・地域包括支援センター（担当地区：赤湯、沖郷、梨郷）･･･ TEL 0238-50-1018